

令和5年10月19日

お客さま各位

滋賀中央信用金庫

当座勘定規定の改定について

平素は、当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、「ことら送金」の取扱いが開始されたことに伴い、手形・小切手の決済資金への充当時限を明確にするため、下記のとおり当座勘定規定を改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定は、当金庫ホームページ内に掲載し、改定日前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和5年11月1日（水）

2. 改定する規定

当座勘定規定（一般用）

3. 改定内容

改定後	改定前
第9条（支払いの範囲） (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 <u>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u> <u>(3) 手形、小切手の金額の一部支払いはしません。</u>	第9条（支払いの範囲） (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 <u>(新設)</u> <u>(2) 手形、小切手の金額の一部支払いはしません。</u>

以上